

インターネット上の人権侵害をなくすためには、

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

インターネットや電子メール、SNSは、とても手軽で便利なメディアです。しかし、使い方の知識やモラルを身につけていないと、人を傷つけたり、思わぬトラブルに巻き込まれたりすることになりかねません。

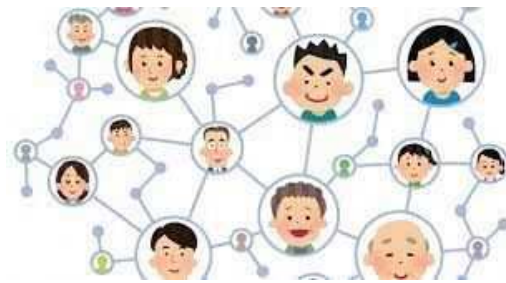
私たち一人ひとりが、情報の発信者の責任について知り、守るべきモラル、情報の収集・発信にあたって人権侵害を見抜く人権感覚を身につけることが大切です。

◇ ネット社会で守りたいの7つのポイント

インターネットによるさまざまなトラブルを避けるために、次の7つのポイントに気をつけましょう。

① 楽しく活用するためには、

- ・安全なサイトであるかどうか見極める「判断力」
- ・危険なサイトへアクセスしない「自制力」
- ・自分の言動に対して責任を負う「責任力」が必要です。



② パソコンやインターネットの向こう側には、

- あなたと同じ、感情をもった人間がいます。
- また、発信する情報は世界中から見ることができます。
- 相手の顔を思い浮かべ、思いやりと謙虚な姿勢で利用しましょう。

③ 氏名や住所、電話番号、写真などの個人情報を用意に出さないことが大切です。

④ アダルトや出会い系などの有害情報サイトの利用には、十分な配慮が必要です。

⑤ 他人が作った文章や絵などを許可なく利用することは、著作権の侵害になります。

- また、人物の写真を勝手に撮影したり発信したりすることは、肖像権の侵害になる場合があります。

⑥ コンピューターウイルスの感染によるトラブルに備え、ウイルス対策ソフトをインストールする、バージョンを更新する、ソフトウェアやアプリをアップロードするなど対策をすることが大切です。

⑦ インターネットや電子メールを利用するためのID やパスワードは非常に大切です。他人に知られないように厳重に管理しましょう。

市内小中学校の子どもたちへ貸与しているタブレット端末で伝えている“情報モラル”に関する資料 紹介

【岐阜市教育委員会作成】

「岐阜市立小(高学年)・中学生用

タブレット端末の責任ある活用～デジタル・シティズンシップの学び 持続可能な社会を目指して～」より抜粋

◆岐阜市の利用規約～権利を実現し責任ある活用を進めるために～

(3) 批判的思考と創造的思考をしよう

ネットやテレビ、新聞、本などメディアの情報を鵜のみにせず、批判的思考を大切にしながら情報を収集しましょう。また、情報を利用する活用だけではなく、文章を書いたり、プレゼンテーションを制作したり、プログラミングしたりするなど、端末の創造的な活用をしていきましょう。また、ネット上のデータを利用したり、データをアップロードしたりする場合は、著作権・肖像権・商標権に留意しましょう。

(7) 危険を察知したら、立ち止まり・冷静に考え・大人に相談しよう

タブレット端末を使っていて、何かトラブルやいじめが起きそうな「予感」がしたり、危険を「察知」したりしたら、いったん立ち止まり、冷静に考えることが大切です。そして、迷ったり、困ったり、悩んだりした場合は、保護者はもちろん、先生やスクールカウンセラーなど信頼のおける大人にすぐに相談しましょう。

これだけは知っておきたいインターネット上の人権侵害 正しく知ることが相手を思いやることにつながります



一人ひとりの人権を尊重するまちづくり
～ よく生き合おう ～

日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

岐阜市・岐阜市教育委員会

インターネットは、いつでも・どこでも・誰でも・気軽に・瞬時に・広範囲に・容易に情報発信・収集できる手軽で便利なメディアとして、私たちの生活を飛躍的に便利なものになっています。パソコンやスマートフォン、タブレット端末、ゲーム機などでもネット接続ができ、より身近なものになっています。



しかし、その反面、使い方を間違えたり、悪意をもって使ったりすることで、思わぬトラブルや人権侵害につながったり、犯罪に巻き込まれたりすることもあります。

◇インターネット上の人権侵害の特徴

○ 匿名性、容易性

発信者に匿名性があるため、他人の権利を侵害するような情報を、安易に発信して、人権を侵害してしまう問題が発生しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。

誹謗中傷

プライバシーの侵害

無断撮影
写真投稿

差別を
助長する
発言

○ インターネットやメール、SNS(含無料通信アプリ等)による人権侵害の広がりや低年齢化
掲示板や通信アプリの書き込み等によるいじめやさまざまなトラブルが増加しています。いったんネット上に掲載されると瞬く間に広がり、情報を完全に消すことはほぼ不可能です。

いじめ

実名や顔写真
個人情報の掲載

ネットポルノ

ヘイトスピーチ

デジタルタトゥー

〈インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内(法務省 公開データより抜粋して作成)〉

	相談窓口	
迅速な助言	1. 「違法・有害情報相談センター」(総務省) ネットトラブルの専門家 (削除要請ではなく、アドバイスを行う相談窓口)	https://www.ihaho.jp
削除 要請・助言	2. 「人権相談」(法務省)	https://www.jinken.go.jp 「みんなの人権 110 番」 0570-003-110 「子どもの人権 110 番」 0120-007-110 「女性の人権ホットライン」 0570-070-810
プロバイダ への連絡	3. 「誹謗中傷ホットライン」 (セーフティーインターネット協会)	https://www.saferinternet.or.jp/bullying
身の危険を 感じる	4. 最寄りの警察署や都道府県警察	https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html
書きこんだ人に 賠償等を 求めたい	5. 弁護士に相談 または 法テラス	https://www.houterasu.or.jp
悩みや不安を 聞いてほしい	6. 「まもろうよ ところ」(厚生労働省)	https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro

◇インターネット上の人権侵害をなくすための規制

憲法の保障する表現の自由へ配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報の掲載に関しては、次のような法的な対応や業界の自主規制による対策、青少年が安全に安心してインターネットをするための保護者や事業者の責務が規定されています。



平成 14 年 (2002 年)	特定個人の民事上の権利侵害があった場合、プロバイダ等の損害賠償責任を制限し、悪質な情報の発信者に関する情報の開示請求などについて定めた 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」 (プロバイダ責任制限法) 施行
---------------------	---

〈発信者情報の開示〉

被害者は、被害者の権利が侵害されたことが明らかであって、損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他開示を受けるべき正当な理由がある場合、プロバイダに対し、権利侵害の情報の発信者(掲示板や SNS などに書き込んだ人)の氏名、メールアドレス、住所などの情報の開示を請求することができます(第 4 条 1 項)。

〈プロバイダの責任の制限〉など

プロバイダは、インターネット上で他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときには、被害者に対して損害賠償責任を負うことがあります(第 3 条 1 項)。

また、インターネット上の情報を削除した場合に、その情報が他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったときなどには、必要な限度において削除したことについて発信者から責任を問われることはありません(第 3 条 2 項)。

〈プロバイダ責任制限法 名誉毀損プライバシー関係ガイドライン〉

プロバイダ責任制限法を踏まえ、業界団体などにより構成される「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を定めています。これにより、被害者からの要請を受けたプロバイダがとるべき行動基準を明確化しています。

平成 21 年 (2009 年) 平成 30 年 一部改正	子どもたちを有害な情報から守るために、 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」 (青少年インターネット環境整備法) 施行 (青少年…18 歳に満たない者)
--	--

1. 携帯電話インターネット接続役務提供事業者と契約代理店
新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、次の 3 つを義務付けている。
①青少年確認 ②フィルタリング説明 ③フィルタリング有効化措置
2. 携帯電話端末・PHS 製造事業者
フィルタリングソフトウェアのプリインストール等フィルタリング容易化措置を義務付け
3. OS 開発事業者
フィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置を円滑に行えるよう OS を開発する努力義務

平成 24 年 (2012 年)	ネットワークを利用したなりすまし(他人の ID・パスワード等を不正に利用する)行為等を禁止した 「不正アクセス禁止法」改正施行
---------------------	--

子どもがインターネットを利用する際には、「子どもと共に使い方のルールを決める」、「利用の仕方やマナーを教える」、「フィルタリングサービスを利用する」など十分配慮し、発信する情報によっては、加害者にも被害者にもなる可能性があるということを理解することが必要です。

